

2023-11-12

ふじさわ・九条の会ニュース



No.74

発行人 ふじさわ・九条の会事務局長 吉塚晴夫 090-7949-9854

HP(ホームページ) <https://fujisawa9jo.org>

検索「ふじさわ・九条の会」でも開けます。



政府は沖縄を踏みつけないで！！ 不当な代執行訴訟

1996年の日米合意で、世界一危険といわれている普天間基地の返還が決定。それから27年間、普天間基地は現状のまま、一方その移設名目で進められている辺野古の新基地建設。大浦湾側はマヨネーズ状ともいわれる軟弱地盤であり、またジュゴンをはじめとする5300種以上の生物が生息する国内最高の生物多様性の海域であって、この埋め立ては決して認められないと選挙や住民投票で何回も沖縄の県民は反対をしてきました。(玉城デニー知事も2018年と22年、移設反対を公約に掲げて当選。埋め立ての是非を問う住民投票でも70%超が反対の意思表示)しかし政府はこうした県の意思を完全に無視。知事の話し合いの要請にも応えてきませんでした。自己決定権も地方自治も認められていない沖縄県民の怒りはいかにばかりか、国による設計変更申請を不承認とした知事の対応は当然です。

ところが最高裁による不当判決に基づき、政府は知事に「設計変更申請」を承認するよう勧告、指示しましたが知事は拒否。10月5日に国土交通相は政府が代わりに承認する「代執行訴訟」を福岡高裁那覇支部に提訴しました。

地方自治法では代執行に向けた手続きを進めるには

- ①県が国の代わりに行う事務を怠った場合
- ②「代執行」以外の方法での是正が困難であること
- ③著しく公益を害することが明らかであること

の条件が必要とされ、今回は③の公益が大きな争点になります。

国は普天間基地の危険性の除去が喫緊の課題であり、工事が進まなければ日米間の信頼関係や外交・防衛上の不利益が生じるとして公益を主張しています。いっぽう県としては、多様性豊かな自然を守ることが県の公益であるとしています。「基地負担が現在も過重であるにもかかわらず、固定される基地が建設されることに対する県民の反対の民意は明確に出されている。地方自治体の長として国と地方自治体は対等な立場であるということも含めて、県民の公益はしっかり主張できる」と玉城知事は述べています。



10月30日には審理が行われ、即日結審し、早ければ年内にも判決が出るといわれています。

国による地方への関与としての代執行は最後の最後の手段として発動するもので、専門家も地方分権の流れに逆行するものだと批判しています。私たちもこの裁判の行方に大いに注目しましょう。

「沖縄を再び戦場にさせない県民の会」結成

沖縄では辺野古新基地建設だけでなく、台湾有事を名目に南西諸島に自衛隊の基地が続々と建設され、ミサイル配備や核シェルターの設置など、軍事要塞化が進められています。これに対して県民は思想・信条・世代を超えて「沖縄を再び戦場にさせない県民の会」を結成し、行動しています。私たちやまもんちゅーもこれに応じて応援しましょう。 10月24日記(島田啓子)

9月藤沢市議会陳情の顛末

<発端> 事の起こりはこうであった。タウンニュース藤沢版の6/23号と6/30号に、若者二人が「防衛力強化のための増税方針撤回を日本政府に求める意見書提出についての請願」を6月議会に提出したということと、その請願の審議過程の問題が掲載された。この記事によって、私は二人の青年が請願を出し不採択となったことを知った。タウンニュースのこの記事は重要であった。

<問題> 総務常任委員会での請願者への質問、審議で公明党の塚本昌紀議員が「国会に提出すべき案件、認識が甘い、御自身で書かれた請願文書ではないなという感じもした」などの発言を繰り返した。

<9条の会として陳情> これらの発言は請願者市民に対する侮辱である。そのことを市議会全員に抗議しなければならない。大会として9月議会に「市民の市議会への陳情請願を尊重し、市民の政治的社会的表現の自由を擁護し推進することを求める陳情」を提出した。それは9/13議会運営委員会で審議された。その時の私の陳述概要は以下の通りである。

「本年4月の藤沢市議選の投票率は37,69%でした。この数字は投票率として大変に低いと私は思います。低投票率は民主主義、議会政治にとって危機的状況です。それは端的に市民の無関心を表しているからです。

そういう中であって6月市議会に二人の青年が「防衛力強化のための増税方針撤回を日本政府に求める意見書提出についての請願」を出したことは、藤沢の若者の政治に対する当事者意識と、議会政治への関心の高さを示すものとして、高く評価します。

然るに6月の総務常任委員会ではこの請願に対して、「国会でやっている案件を国会に提出もせず、市議会に提出してくるとするのは自治の仕組みからは疑問だ」とか「ご自身で書かれた文書ではないなという感じもした」などの発言がありました。このような発言は請願者の意思を貶めるものに他なりません。

市議会への陳情請願は市民の政治的社会的表現として、街頭デモやアピール行動と共に最も身近な方法です。また市民の請願権は憲法16条に明記された権利です。そして藤沢市議会基本条例は前文において「市民により選ばれた議員で構成される議会は、市民代表として市民の負託に応える重要な役割と責任を担っている。」「藤沢市議会は、より市民に開かれた議会運営を推進することにより、市民の負託に応えるべく、ここに基本条例を制定する。」とうたっています。同条例によれば市民の陳情請願は各委員会、本会議において十分に尊重され審議の上で議決されなければならない、市民の陳情請願の意思、行動を貶めるような対応をしてはならないのだと私は理解します。また外交、防衛は政府、国会の専権事項ではありません。地方自治体と政府は対等平等であって市議会から政府へ外交、防衛に関する意見書を出すことは通常的行為です。

上記のことから藤沢市議会にこの陳情文を提出します。」

<結果> さてその結果だが陳述後の私への質問はなく、退席後の議員間討議の冒頭に、民主クラブの谷津英美議員が保留の動議を出した。共産党の柳沢議員が「市民からの陳情は採決をとるべきだ」と発言したが、保留扱いに賛成多数となり審議は終わった。なお保留の理由は「現在政治倫理の条例又は指針の策定に向けた（議会改革推進会議での）議論が始まっており、今後の推移を見守って欲しいから」というものである。改革推進会議では議会倫理条例を作るべきだという意見と、議事録に残した上で議員間の合意（市民の陳情請願を尊重するという）で良いという方向があると聞いている。

埼玉県議会自民党提出の「子ども虐待防止トンデモ条例」のように、藤沢市議会、神奈川県議会も市民が監視していないと、何をやるか分かったものではないことを肝に銘じよう。（吉塚晴夫）

選択的夫婦別姓の法制化を求めて

東京経済大学教授 藤沢市片瀬在住
大久保奈弥

我が国の法制度では結婚の際に夫婦がどちらかの姓に変えねばなりません。世界でも日本だけに残る同制度の下、姓を変更するのは9割が「女性」であり、国連からも「差別」勧告を受けています。姓は自身を形成する大切なアイデンティティのひとつです。また同法は、働く上で多くのトラブルを生じさせます。例えば、私のような研究者が姓を変更すると、姓に紐づけられた過去の業績（論文等）が検索できなかつたり、国際会議の招待状とパスポートの姓が違うことで、入国時のトラブルが起きたりします。

そこで我々は、同姓婚に加え、夫婦が姓を変えずに別姓のまま結婚できる選択的夫婦別姓制度を目指し、藤沢市議会から国に対して同制度の「法制化」を求める意見書を提出するよう陳情を行い、本会議にて賛成多数で可決されました。驚くべきは、26歳という若さの町田輝佳議員と差別される側の「女性」である松長由美絵議員が選択的夫婦別姓制度に反対したことです。明治時代の差別的な考えをいまだに引きずる両議員をみて、ただでさえ遅れている我が国の人権教育の大切さを改めて感じました。

藤沢市役所の事実婚対応をめぐって

鈴木美乃里

「選択的夫婦別姓はいつ認められるか分からないため婚姻届を出す前提といえず、事実婚であっても住民票に『夫（未届）/妻（未届）』とは記載できない」と市役所の担当者から言われた2022年12月。藁をも掴む思いで連絡した市議会議員さんが複数回に渡り議会で取り上げてくださり、ついに2023年9月の本会議にて、市から「婚姻届を提出する予定がない事実婚の方々についても、『夫（未届）』又は『妻（未届）』との記載を行っていくよう、対応を見直す旨の回答をいただきました。2021年にパートナーシップ宣誓制度を導入し、「同性婚も事実婚も応援しています」というメッセージを発信しているにもかかわらず、事実婚の基本的な手続きにも対応していなかった藤沢市役所。選択的夫婦別姓が今なお実現していない背景には、女性を抑圧する社会構造があり、そういう社会構造を維持する特権を持つ人たちがいます。この社会構造を変えるために具体的な行動を起こしていないということは、この抑圧構造に加担していると同意であることを多くの方に知っていただきたいです。1日でも早く選択的夫婦別姓が法制化されることを願って。

※タウンニュース藤沢版10月13日に「夫婦別姓 国へ意見書可決」の記事掲載
記事リンク <https://www.townnews.co.jp/0601/2023/10/13/701767.html>



ふじさわ・九条の会 2023学習会

日時 12月9日(土) 13:30~15:30 13時開場

会場 藤沢市民会館第一展示集会ホール

講師 孫崎 亨(まごさき うける)さん

「平和を創る道の探求

—ウクライナ戦争と台湾での緊張を超えて—



私たちはウクライナ、パレスチナガザでの戦争に強く反対します。

戦争は人殺しです。

『私たちが戦争を終わらせないとき、

戦争が私たちを終わらせる』 (H・G・ウエルズ))

『原発をとめた裁判長 そして原発をとめる農家たち』を見て納得

江ノ電沿線9条の会 折原 美知子

この映画に興味を持って足を運んだ方は、おそらく原発反対の考えを持っている方たちでしょう。ですから、当然のようにこの映画の中身には賛同しているに違いありません、私も含めて。でも、やっぱり見に来て改めて、はっきり分かりました。それは、樋口元裁判長が示した考え方があまりにも簡単で明快なことだったからです。

今まで知らなかった「ガル」（という数字で示された揺れの激しさ）とそれに対する耐震性能のことでした。3.11の地震は2933ガルだったそうです。ところが、原子力規制委員会が安全基準とするのは1209ガルとか856という低さ。こんな低い数字が政府が行っている安全審査の数値だということを知りませんでした。住宅メーカーの建築の耐震性能はなんと5115ガルだと言うのに。え？と驚くより呆れてしまいました。こんな簡単な数字が示されれば、日本に原発は存在してはならないことが誰にも明らかなのです。

そして上映の後の講演会で、樋口さんがお話してくださった言葉です。「原発は非常に高度な技術によって動かされていますが、いったん人間の手を離れるとその被害は極めて甚大（我が国を滅ぼしかねないほど）だ。」と静かに、当たり前的事として話されました。地震大国の日本に原発があることにあることそのものにノー！をはっきりおっしゃいました。私たち素人は原発の理論や技術については全く知らないけれど、こんなに分かり易い理屈を示していただいたことに心が震えて、嬉しく、有り難いことでした。

それから映画の中で、二本松で新しく農業を始めた若者たちの仕事に向かう姿が、さすがにしくなると素敵だったことか。ソーラーパネルの支柱を葡萄の柱にして育てたシャインマスカットを来年は注文してみたいと思った人も多いと思います。若者が自分のやりたい事を人とのつながりの中で実現していく姿は輝いていました。笑顔がまぶしいくらいに。

最後に会場の入場者の中に小学生が数人いたことにわたしは感動してしまいました。私より下の席にいた小学生は、「うん、うん」と頷きながら樋口さんの話を聞いていました。「樋口理論」は小学生にもちゃんと分かる内容だったことの証明です。その隣に座っているお母さんが素晴らしい方に違いありません。子どもを連れてこようとしたこと、子どもにも日本の原発についてわかってほしいと願ったお母さん。大きな拍手を送りたかったです。世の中に無関心な若者が多い今、こういうお母さんに育てられた子どもは、きっとしっかり日本を支えてくれる大人に成長することでしょう。

小原監督には「DVD を早く作ってください」とサイン会でお願いしてきました。DVD があれば少人数でも上映会を開いてたくさんの方に「樋口理論」をわかってもらえます。期待しましょう



映画『原発をとめた裁判長』チラシ表面